

令和 8 年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画について

1 基本方針

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等に係る各種事業を行っています。

本格的な人口減少や超高齢社会が進行している中、国保においては、少子化や被用者保険の適用拡大による被保険者の減少に伴う保険財政等への影響が懸念される一方、介護保険においては、介護給付費の増加による介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっております。

国においては、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）を定め、将来にわたって社会保障制度を持続させるため、制度改革等が進められているところです。

また、国によるデジタル化の推進により、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく自治体システムの標準化など、保険者等への影響も少なくない状況があります。

国保連合会・国民健康保険中央会においては、医療DXの推進に関する工程表に基づく「全国医療情報プラットフォーム」などの構築の一環として、予防接種事務デジタル化への対応や介護関係者が情報を共有、活用できる介護情報基盤の整備に取り組んでおり、基幹業務である診療報酬審査支払業務については、令和 3 年 3 月に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」（厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の不合理な差異の解消やシステムの整合かつ効率的なあり方について、審査支払システムの共同開発の基本方針に沿ってシステム開発等が進められているところです。

これらの情勢や課題に適切に対応するため、「精度の高い審査、確実な請求支払サービスの提供」「共同体として保険者事務の幅広いサポート」「トランスフォーメーション等に柔軟に対応できる組織基盤の確立」を 3 本柱とした第 7 次中期経営計画のもと、本会が令和 12 年にめざす姿に向かって、令和 8 年度の本会事業運営は、以下の基本方針のもと諸事業を展開してまいります。

(1) 審査支払業務の充実・強化

審査の質の向上と効率化を行うなど審査業務の充実・強化を図るとともに、円滑な支払業務に努める。

(2) 保険者支援事業の充実・強化

保険者ニーズを把握し、保険者事務の効率化や負担軽減に向けた各種支援事業の充実・強化に努める。

(3) 効率的な運営体制の確立

医療 DX や社会保険診療報酬支払基金との審査領域の共同開発など、本会を取り巻く様々な情勢の変化に伴う新たな課題に柔軟に対応するため、組織に必要な人材を育成するとともに、健全な財政運営を推進する。

2 主要事業の概要

(1) 審査支払業務の充実・強化

ア 診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化

(ア) 診療報酬等審査支払業務の充実・強化

診療報酬等の審査を適正かつ効率的に行うため、診療報酬審査委員会の円滑な運営を行うとともに、保険医療機関等に対して正確・確実な支払を行う。

また、審査委員による研修の実施など、審査担当職員の審査業務能力の向上を図り、専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むとともに、一次審査の請求内容及び保険者再審査容認項目の分析によるコンピュータチェックの設定を行い、目視点検と組み合わせた審査事務共助を実施する。

(イ) 統一的なコンピュータチェックルールの設定・拡充

「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、コンピュータチェック及び審査基準の統一を計画的に進めるとともに、審査精度の向上と事務の効率化に積極的に取り組む。

(ウ) 療養費等審査支払業務の充実・強化

柔道整復施術療養費及びあはき療養費の審査を適正かつ効率的に行うため、各審査会の円滑な運営を行うとともに、施術所に対して正確・確実な支払を行う。

また、施術者に対し、療養費支給申請書の不備に関する留意事項等を通知することにより、適正な療養費支給申請書の提出促進を図る。

イ 介護給付費等審査支払業務の充実・強化

県及び保険者と事業所台帳等の授受など連携を密にし、介護給付費等の適正かつ効率的な審査を実施するとともに、事業所に対して正確・確実な支払を行う。

ウ 障害者総合支援法関係業務等の充実・強化

県及び市町と連携し、障害介護給付費等の適正かつ効率的な審査を実施するとともに、事業所に対して正確・確実な支払を行う。

エ 各種費用の請求支払事務開始に向けた準備

予防接種関連事務や妊産婦健診・乳幼児健診等費用の請求支払業務等の受託に向けて体制の整備等準備を進める。

(2) 保険者支援事業の充実・強化

ア 共同事業等の積極的な推進

(ア) 国保保険者事務共同電算処理業務等の実施

医療費適正化の支援並びに保険者における事務の効率化や負担軽減を図るため、保険者から被保険者情報の提供を受け、資格点検や医療費通知書・後発医薬品差額通知等の作成、高額療養費及び高額介護合算療養費支給額計算等の共同電算処理を行う。

また、保険者における特別調整交付金（結核・精神）申請の支援事務を行う。

(イ) 市町村事務処理標準システム共同運用の実施

市町村事務処理標準システムに係る「ガバメントクラウド運用管理補助者」として、同システムの共同運用を実施する。

また、保険者と調整を行いながら、保険者事務の標準化や連合会での共同実施について検討し、新たな保険者支援に取り組む。

(ウ) レセプト2次点検の実施に向けた取組

多くの保険者が業者委託により実施しているレセプト2次点検を、本会で受託できるよう準備を進める。

(エ) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理の実施

自動車事故、自転車事故、ペット噛傷、食中毒、けんか等の第三者行為について、加害者（第三者）の任意保険等の加入の有無に関わらず、第三者行為により生じた医療費及び介護給付費等の損害賠償求償事務を行うとともに、県と連携し、第三者行為求償アドバイザーによる研修会を開催するなど、保険者の第三者行為求償の取組を支援する。

また、損保会社へ傷病届等の作成・提出支援の覚書の趣旨・内容を周知するとともに、被保険者へ傷病届提出を広報することで早期提出につなげる。

(オ) 介護給付適正化支援業務の実施

介護給付適正化の充実・強化及び保険者事務の軽減を図るため、縦覧点検及び医療情報との突合点検を実施し、対象レセプトの抽出・点検から過誤処理までの一連の業務を効率的・効果的に実施する。

また、介護給付適正化システム等各種システムで作成される情報を提供するとともに、保険者における活用を促進するための研修会を開催する。

(カ) 介護サービス苦情処理業務の実施

事業所において、利用者に対し適正な介護サービスが実施されるよう、介護サービス利用者等から寄せられた苦情申立等について、公正かつ適正に審議する介護サービス苦情処理委員会を円滑に運営するとともに、事業所への調査や指導・助言を的確に行う。

また、介護サービス利用者等からの通報や相談等の情報を県・保険者に提供するとともに、担当者研修会の実施により保険者の苦情処理業務を支援する。

(キ) 介護情報基盤のデータ等を活用した保険者支援実施に向けた取組

令和8年度から運用開始が予定されている介護情報基盤において蓄積されるデータ等を活用した保険者支援について、令和9年度以降、本会において実施できるよう、市町、県及び国保中央会と連携を図りながら保険者ニーズを把握、保険者支援の内容を検討するとともに、研修・伴走支援等の実証を行う。

イ 保健事業等の積極的な展開

(ア) 保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施

「糖尿病性腎症重症化予防」、「特定健診受診率の向上」等、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、各保険者の保健事業実施上の課題等を把握し、専門家（保健事業支援・評価委員会）との連携により、各保険者に合わせた助言や支援を行う。

また、データヘルス計画や個別保健事業の実施状況等、PDCA サイクルに沿った評価が求められることから、データの分析・評価に関する研修会や KDB システム（「KDB 補完システム」含む。）の具体的な活用方法に関する説明会を開催するなど、保険者の保健事業の円滑な実施を支援するため、県と連携して、市町及び各圏域の医療費や疾病等の特徴・傾向を把握分析するとともに、医療費適正化の観点でのデータ分析に取り組む。

(イ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る保険者支援の実施

各市町における国保・後期高齢者医療・介護・保健衛生部門等の連携した取組を支援できるよう、KDB システムによるデータ活用方法、事業の取組結果に対する評価手法等に関する担当者研修会を実施する。

また、先進的に取り組む市町村の好事例を共有するなど、各市町における一体的実施の取組を支援する。

(ウ) データを活用した介護予防の取組支援の実施

保険者の介護予防の取組を支援するため、KDB 補完システムの「通いの場の体力測定結果」や「主治医意見書の診断名」等の帳票出力機能及びデータ活用を促進するための操作研修会を開催する。

(3) 効率的な運営体制の確立

ア 情報システムの効率化及び適正化

(ア) 国保中央会開発システムの導入及び運用

「審査支払機能に関する改革工程表」(令和3年3月)及び「審査支払システムの共同開発の基本方針」(令和7年9月)に基づき進められる国保中央会システムの開発・改修に適切に対応するとともに、現行システムの安定稼働に努める。

(イ) 各種電算処理システムの最適化

国保中央会システムによる連合会事務標準化の取組を見据え、本会外付けシステムの見直しを進めるなど、運用経費の縮減等を目的にシステムの最適化に取り組む。

イ 人材育成等

医療 DX や審査支払業務改革等、本会が直面する諸課題に的確に対応しつつ、引き続き、良質な保険者サービスを確保した中で、常に事務事業の在り方を見直し、効率的かつ効果的に取り組む姿勢と、業務上の高い専門性をもった職員の育成に努める。

また、情勢の変化に的確に対応した事業運営に取り組むための組織等の在り方を引き続き検討する。

ウ 健全な財政運営の推進

「審査支払機能に関する改革工程表」等の国の方針に沿って実施される各種システムの更改経費の財源確保については、引き続き、国保中央会等関係団体と連携し国庫補助要請を行う。

また、情勢の変化に的確に対応するとともに、引き続き、良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し健全な財政運営を目指す。